

利 用 上 の 注 意

本編は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 20 年特定サービス産業実態調査」のうち、**映像情報制作・配給業**（日本標準産業分類小分類項目 411）、**音声情報制作業**（日本標準産業分類小分類項目 412）、**映像・音声・文字情報制作に
附帯するサービス業**（日本標準産業分類小分類項目 415）の調査結果について取りまとめたものである。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第 113 号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 14 年総務省告示第 139 号)に掲げる「大分類H－情報通信業」、「大分類K－金融・保険業」、「大分類O－教育、学習支援業」及び「大分類Q－サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 20 年は、次に掲げる 21 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

平成 20 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 継続調査業種(11 業種)

調 査 業 種	調 査 対 象 の 範 囲
ソ フ ト ウ ェ ア 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391－ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392－情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411－映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業， 割 賦 金 融 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643－クレジットカード業，割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806－デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各 種 物 品 賃 貸 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881－各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891－広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899－その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

(2) 平成 20 年新規調査業種(10 業種)

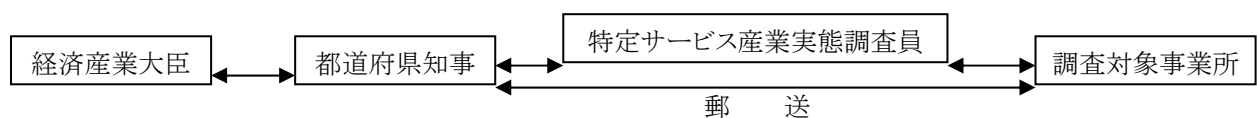
調査業種	調査対象の範囲
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401－インターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 415－映像・音声・文字情報に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
機械修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 872－電気機械修理業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 884－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 885－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 889－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法

- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が対象事業を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び収集を行う「①経済産業省一括調査」及び経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び収集を行う「②経済産業省直轄調査」による方法。

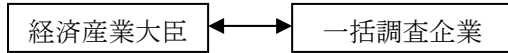
6. 調査経路

- (1) 都道府県経由調査

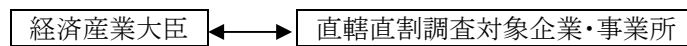


(2) 経済産業省調査

① 経済産業省一括調査



② 経済産業省直轄調査



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、21 業種を 16 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、④「デザイン業、機械設計業調査票」、⑤「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、⑥「広告業調査票」、⑦「計量証明業調査票」、⑧「インターネット附随サービス業調査票」、⑨「音声情報制作業調査票」、⑩「新聞業調査票」、⑪「出版業調査票」、⑫「映像・音声・文字情報に附随するサービス業調査票」、⑬「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」、⑭「自動車賃貸業調査票」、⑮「スポーツ・娯楽用品賃貸業調査票」、⑯「その他の物品賃貸業調査票」)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとにまとめ、公表する。

II 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、①調査対象名簿を業界団体等から総務省が実施した事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査対象業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との連携を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類への統一を行った。

《調査内容の主な変更点》

(1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)

なお、平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 18 年事業所・企業統計調査の名簿情報を用いて新たに対象事業所(企業)の捕そくを行っている(平成 19 年特定サービス産業実態調査は、平成 16 年事業所・企業統計調査を使用)。このため、平成 19 年調査の対象となっている業種は、調査対象が増えているものがあることから、前年比較値等については留意する必要がある。

(2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年まで毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3 年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため平成 18 年調査実施以降は毎年調査としている。

(3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類及び業務種類(アクティビティ)レベルで選定してきたが、調査結果の他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、日本標準産業分類小分類(3 桁分類)に統一した。

Ⅲ. 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業について

1. 調査対象の範囲

- (1) **映像情報制作・配給業の調査対象**は、映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作・テレビコマーシャル制作・テレビ番組配給を業務として行う企業及び、ビデオの企画・制作や発売(発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで)を主業として営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① DVD、ブルーレイディスクなど、情報を記録したものを製造する企業
- ② 専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業

- (2) **音声情報制作業の調査対象**は、主としてレコード(音楽 CD、音楽テープなどの音楽ソフトを含む。)の企画・制作、レコード以外の音声情報(映画用、テレビ番組用(CM 用を含む。)、ゲームなどの音楽を含む。)の企画・制作、ラジオ番組の制作を主業として営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 音声情報を記録した物の複製のみを行う企業
- ② 音声情報を記録した物を購入して販売する企業
- ③ 音声情報を記録した物を賃貸する企業
- ④ ラジオ放送事業を行っている企業

- (3) **映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業の調査対象**は、主として新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する企業及び、スタジオ業務、ポストプロダクション業務等のその他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業を営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 新聞の印刷、発行を主として行う新聞社
- ② 撮影用機器及び録音用機器の賃貸を主として行う企業
- ③ 写真現像・焼き付けを主として行う企業

2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成 20 年 11 月 1 日現在)の集計企業数(有効回答企業数)である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 20 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の事業形態**の区分は、以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

- ①「**映画・ビデオ制作業務**」は、映画の制作(受託を含む。)及びビデオ制作を行う企業が該当する。制作及び配給事業を行う企業も、当区分に含む。
- ②「**テレビ番組制作業務**」は、テレビ番組の制作(受託を含む。)を行う企業が該当する。テレビコマーシャル制作を行う企業も、当区分に含む。
- ③「**映画・ビデオ・テレビ番組配給業務**」は、映画、テレビ番組の配給、又はビデオの発売のみを行う企業が該当する。

〈音声情報制作業〉

- ①「**レコード制作業**」は、主としてレコードの企画・制作を行う企業が該当する。
- ②「**音楽出版業**」は、主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業が該当する。

③「**ラジオ番組制作業**」は、主としてラジオの番組や CM の企画・構成・制作を行う企業が該当する。

④「**その他**」は、上記 1～3 以外の音声情報制作業務を行う企業が該当する。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

①「**ニュース供給業**」は、ニュース供給を行う企業が該当する。

②「**貸スタジオ業**」は、貸スタジオ業を営む企業が該当する。

③「**撮影スタジオ業**」は、撮影スタジオ業を営む企業が該当する。

④「**ポストプロダクション**」は、ポストプロダクション業を営む企業が該当する。

⑤「**音楽スタジオ業**」は、音楽スタジオ業を営む企業が該当する。

⑥「**その他**」は、上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業が該当する。

(5) **従業者数**は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(映像情報制作・配給業務又は音声情報制作業務又は映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務をいう。)以外の業務の従業者及び、別経営の企業へ出向・派遣している者又は、下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。

b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。

c「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 20 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業全体の従業者(前頁ア)のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、企業の従業者から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**部門別従事者数**は、当該業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

〈映像情報制作・配給業〉

ア「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、人事、経理、予算などの業務に従事する者。

- イ「企画部門」とは、映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する者。
- ウ「制作部門」とは、映像情報の制作業務に従事する者。
- エ「配給部門」とは、映像情報の配給業務に従事する者。
- オ「宣伝部門」とは、映像情報の広報・宣伝業務に従事する者。
- カ「その他」とは、前記以外の部門に従事する者。

〈音声情報制作業〉

- ア「管理・営業部門」とは、一般に、総務、人事、経理、予算などの業務に従事する者。
- イ「企画部門」とは、レコード・ラジオ番組、映像作品等の音声情報の企画・制作業務に従事する者。
- ウ「宣伝部門」とは、レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する者。
- エ「その他」とは、前記以外の部門に従事する者。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

- ア「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者。
- イ「編集部門」とは、ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する者。
- ウ「技術部門」とは、情報システムに関する業務や、スタジオでの各種機材の操作に従事する者。
- エ「製作部門」とは、映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する者。
- オ「その他」とは、前記以外の部門に従事する者。

②うち、別経営の企業から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

- (7) **年間売上高**は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「映像情報制作・配給業務」又は「音声情報制作業務」又は「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。
- (8) **業務、収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

映像情報制作・配給業務による国内・国外別の収入。区分は以下のとおり。

・映画制作・配給業務

- ①「**映画の制作・配給収入**」とは、映画の制作(受託を除く)又は配給によって得られた収入。
- ②「**ビデオ(DVDを含む。)版權収入**」とは、映画作品(自社に著作権のあるもの。以下同じ)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。
- ③「**テレビ放映権収入**」とは、映画作品を他社がテレビで放映使用することを許諾して得られた収入。
- ④「**商品化権収入**」とは、映画作品のキャラクター使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版などを許諾することにより得られた収入。
- ⑤「**リメイク権収入**」とは、映画作品のリメイクを許諾することにより得られた収入。
- ⑥「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けた映画制作業務により得られた収入。
- ⑦「**テレビ映画制作収入**」とは、テレビ用映画の制作業務により得られた収入。
- ⑧「**その他**」とは、上記以外の収入。広報映画、産業映画制作による収入も含む。

・テレビ番組制作・配給業務

- ⑨「**テレビ番組制作・配給収入**」とは、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作(受託を除く)又は配給によって得られた収入。
- ⑩「**ビデオ(DVDを含む。)版權収入**」とはテレビ番組作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権

利を、他社に販売（許諾）することにより得られた収入。

⑪「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けたテレビ番組（テレビコマーシャルを含む。）制作業務により得られた収入。

⑫「**その他**」とは、上記以外の収入。

・ビデオ（DVD）制作・発売業務

⑬「**ビデオ（DVDを含む。）制作・発売収入**」とは、ビデオ（DVDを含む。以下同じ）用オリジナル作品の制作又は発売業務及び、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオの発売業務により得られた収入。

⑭「**ビデオ（DVDを含む。）版權収入**」とは、ビデオ用オリジナル作品（自社に著作権のあるもの）をビデオ化（複製し頒布）する権利を他社に販売（許諾）することにより得られた収入。

⑮「**その他**」とは、上記以外のビデオ（DVD）制作・発売業務により得られた収入。発表会、演奏会、結婚式の撮影や、展示会等の企業PRビデオ制作により得られた収入も含む。

・ **うち、アニメーション作品による収入**とは、映像情報制作・配給業務による収入のうち、アニメーション作品によって得られた収入。

・ **うち、インターネット配信にかかるロイヤリティ収入**とは、自社作品をインターネットで配信する権利の使用許諾を、コンテンツ配信業者へ与えることにより得られた収入。

〈音声情報制作業〉

・音楽ソフト制作業務

①「**レコード販売収入**」とは、CD、レコードを販売（配信によるものを含む。）して得た収入。

・「**うち洋楽**」とは、洋楽のCD、レコードを販売して得た収入。

※「**洋楽**」とは、国内でプレスされた海外アーティスト作品や輸入盤など、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいう。以下同じ。

・ **レコード販売収入の販売枚数規模別**とは、「レコード販売収入」を販売枚数別に区分したもの。

・ **レコード販売収入に占める音楽配信収入**とは、「レコード販売収入」のうちインターネットを通じて楽曲を配信することにより得られた収入。

②「**著作権使用料収入**」とは、著作者（作詞家・作曲家）等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入。なお、共同出版の場合は、他社への分配分を除いている。

・「**うち洋楽**」とは、著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入。

③「**著作隣接権収入**」とは、原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入。音楽配信（インターネットを通じて楽曲を配信するもの）を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含む。

・「**うち洋楽**」とは、著作隣接権収入のうち、洋楽による収入。

・ **著作権使用料収入及び著作隣接権収入に占める音楽配信収入**とは、「著作権使用料収入」及び「著作隣接権収入」のうちインターネットを通じて楽曲を配信することにより得られた収入。

④「**その他**」とは、テレビ等映像作品のBGMやゲームミュージックなど、上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入。

・音楽ラジオ番組制作業務

⑤「**ラジオ番組制作収入**」とは、ラジオ番組を制作して得た収入。

⑥「**タイム・スポット制作収入**」とは、タイム・スポットを制作して得た収入。

⑦「**受託制作収入**」とは、他企業から委託を受けたラジオ番組（タイム・スポットを含む。）制作業務による収入。

⑧「**その他**」とは、上記以外のラジオ番組制作で得た収入。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

・ニュース供給業

①「**ニュース供給業務**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高。収入区分は以下のとおり。

ア「**配信収入**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務による収入。配信先区分は以下のとおり。

・「**新聞・テレビ・ラジオ向け**」とは、新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務による収入。

・「**通信社向け**」とは、他通信社等にニュースを配信する業務による収入。

・「**官公庁向け**」とは、中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務による収入。

・「**金融・証券向け**」とは、金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務による収入。

・「**その他**」とは、上記以外にニュースを配信する業務による収入。

イ「**著作権収入**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入。

ウ「**広告収入**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)。

エ「**その他**」とは、上記以外のニュース供給業務による収入。

・その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

②「**貸スタジオ業務**」とは、時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高。

③「**音楽スタジオ業務**」とは、映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高。

④「**撮影スタジオ業務**」とは、映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高。

⑤「**ポストプロダクション業務**」とは、収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高。

⑥「**その他**」とは、上記以外の業務の年間売上高。

(9) 各業種における制作本数、音源数、保有スタジオ数等は以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

①「**映画の制作本数(作品数)及び配給本数(作品数)**」とは、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において制作が完了した又は配給した映画本数。作品区分は以下のとおり。

ア「**劇場用映画**」とは、劇場用の劇映画(実写版)、アニメーション映画。

・「**出資制作**」とは、自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用映画。

・「**共同出資制作**」とは、共同出資により制作した劇場用映画。

・「**受託制作**」とは、受託制作により制作した劇場用映画。

イ「**教育映画**」とは、学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画。

ウ「**記録映画**」とは、ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画。

エ「**その他**」とは、上記以外の映画。

②「**テレビ番組の制作本数(タイトル数)及び配給本数(タイトル数)**」とは、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において制作が完了した又は配給したテレビ作品本数。連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数える。ただし、コマーシャルは含めない。作品区分は以下のとおり。

ア「**ドラマ**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作されたドラマ番組。

イ「**アニメーション**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作されたアニメーション番組。

ウ「ドキュメンタリー」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作されたドキュメンタリー番組。

エ「芸能・趣味・教養」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作された芸能・趣味・教養番組。

オ「音楽」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作された音楽番組。

カ「スポーツ」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作されたスポーツ番組。

キ「その他」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む)での放送を目的に制作された上記以外のその他番組。

- ③「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数(作品数)及び発売(プリント)本数」とは、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において制作が完了したビデオ作品本数(連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数える)及び、レンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ)したカセット及びDVDの本数(返品を差し引いた本数)。ただし、「ビデオ(DVDを含む。)制作本数及び発売(プリント)本数」には、企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオは含めない。区分は以下のとおり。

ア「劇場映画(邦画・洋画)」とは、劇場用の邦画・洋画(劇映画又はアニメーション映画)。

イ「テレビ番組」とは、テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組など。

ウ「オリジナルビデオ作品」とは、オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ、音楽・BGV・カラオケ、芸能・趣味・教養、教育(学校教育、社会教育、幼児教育など)、スポーツ、アニメーション、など。

〈音声情報制作業〉

- ① 保有する総音源数とは、平成20年11月1日現在で保有している音源の総数。形態は問わず、著作権を持っていれば過去のものも含む。
- ② ラジオ番組のジャンル別年間制作時間とは、制作したラジオ番組のジャンル別の年間総時間数。区分については以下のとおり。

ア「報道」とは、報道を目的として行う放送番組。

イ「教育」とは、学校教育又は社会教育のための放送番組。

ウ「教養」とは、教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組。

エ「娯楽」とは、娯楽を目的として行う放送番組。

オ「広告」とは、タイム・スポットなどの広告放送。

カ「その他」とは、上記以外の放送や放送番組。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

- ① 貸スタジオ業務における保有スタジオ数、貸出し時間とは、「貸スタジオ業務」を行っている企業において平成21年11月1日現在で保有しているスタジオ数及び、平成19年11月1日から平成20年10月31までの1年間の貸出し時間数。用途先区分は以下のとおり。
- ア「撮影スタジオ業務向け」とは、映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオ。
- イ「音楽スタジオ業務向け」とは、映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオ。
- ウ「その他」とは、上記以外のスタジオ。
- (10) 年間営業費用は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、「制作費(「人件費」、「その他」)」、「外注費」、「広告宣伝費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)、「その他の営業費用」等の計(消費税額を含む)。
- ①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び

退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

②「**制作費**」は、映像制作又は音声情報にかかる費用。

ア「**人件費**」は、制作費のうち出演者(俳優など)に支払った出演料や、監督等制作スタッフ・要員、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費。ただし、自社の従業者の費用は含まれない(「給与支給総額」に含まれる)。

イ「**その他の制作費**」は、「人件費」以外の制作費用。

③「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

④「**配給権獲得費**」は、映像情報制作・配給業において、国内、国外の映画制作者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)。

⑤「**配給支払費**」は、映像情報制作・配給業において、入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作者に支払った費用。

⑥「**版權獲得費**」は、映像情報制作・配給業において、国内、国外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るために支払った費用。

⑦「**著作権使用料**」は、音声情報制作業において、レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用。

⑧「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用。

⑨「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑩「**賃借料**」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「**その他**」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑪「**その他の営業費用**」は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(11) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物附属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象 企業数	調査票 回収数	回収率	集計企業数
映像情報制作・配給業	2, 658	1, 371	51. 6%	1, 300
音声情報制作業	181	75	41. 4%	73
映像・音声・文字情報制作に 附帯するサービス業	768	338	44. 0%	325

注 1:調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業企業を含まない。

注 2:回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

注 3:調査票回収数と集計企業数(有効回答企業数)の差は無効回答企業数である。

4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

- ①「―」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
- ②「x」は、1 又は 2 である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3 以上の企業に関する数値であっても 1 又は 2 の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された**数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成 20 年特定サービス産業実態調査報告書 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業編」**による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。